

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

【独立行政法人国立印刷局】

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人 日本印刷技術協会	3011305001869	受講料	166,320		平成30年6月29日 平成30年10月31日		公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	参加料	464,000		平成30年11月9日 平成30年11月20日		公社	国認定
公益社団法人 東京労働基準協会連合会	2011705001061	受講料	390,060		平成30年6月20日 平成30年6月29日 平成30年7月31日 平成30年8月10日 平成30年8月31日 平成30年9月10日 平成30年9月20日 平成30年10月10日 平成30年10月19日 平成30年10月31日 平成30年12月28日		公社	都道府県認定
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会	6020005009657	受講料	122,988		平成30年7月10日 平成30年8月31日 平成30年10月31日 平成30年11月9日 平成30年11月20日 平成30年12月10日 平成30年12月20日 平成30年12月28日		公社	都道府県認定
公益財団法人 東京防災救急協会	9010005014093	受講料	119,010		平成30年5月10日 平成30年6月20日 平成30年8月10日 平成30年11月9日 平成30年11月20日 平成30年12月10日 平成30年12月20日		公財	都道府県認定

※ 本件の公表は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日 行政改革実行本部決定)に基づく平成30年度第3四半期における会費支出の公表を兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。